

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

○初診時 1点

○再診時（3月に1回に限り算定） 1点

＜マイナ保険証の利用の有無に関わらず＞

当院は、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認による電子資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定健診、その他を活用することで質の高い医療の提供に努めています。

ご不明な点がございましたら遠慮なくお問い合わせください。

